

令和7年度特定技能インド人材等受入促進事業 動画制作業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

令和7年度特定技能インド人材等受入促進事業 動画制作業務委託

2. 目的

人口減少や超高齢社会が進展する中、介護人材不足は喫緊の課題となっており、外国人介護人材の確保・定着が不可欠な状況である。

特にインドは、若者の量と質の両面でポテンシャルが高いことから、インド人材を中心に据えて外国人介護人材の確保に取り組む必要がある。

他自治体との人材確保競争が加速化する中、インドから有望な若者を確保するためには、茨城県の知名度向上が必要であるとともに、入国後のミスマッチを防ぎ定着につなげるための事前理解も不可欠であることから、茨城県の魅力や日本の介護について伝える動画を制作し、県内介護事業者の採用活動を支援する。

あわせて、外国人材の受入れに対しては、漠然とした不安感から躊躇する介護事業者も少なくないことから、こうした事業者の不安感を払拭し、外国人材の受入れを後押しするため、受入方法や、外国人材が県内介護施設等で活躍する様子等についての動画を企画・制作し、県内介護事業者の理解促進や機運醸成を図る。

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年9月30日までとする。

ただし、各動画の納入期限については、下記6に定める日とする。

4. 委託業務の概要

(1) 動画 I (インド向け茨城県及び介護の魅力PR動画) 制作等業務

ア インド向け茨城県及び介護の魅力PR動画(本編)制作

茨城県と協議をしながら、次に掲げる a から c (必要に応じて d) までの項目を含む茨城県の魅力及び日本の介護についてPRする動画(10~15分程度を想定)を、英語及びヒンディー語の2言語で制作すること。

なお、b または c において、茨城県内の介護施設で活躍するインド人材を1名以上出演させることとし、その人材がインド出身であることを明確に示すこと。

また、全編に日本語字幕を付すこと。

- a. 茨城県の地理的条件、気候、自然、公園等の観光地、食の魅力等(インド現地の文化に配慮した内容とすること)
- b. 日本の介護についての説明(外国人材が介護現場で活躍するシーンを1場面以上含めること)
- c. 外国人材へのインタビュー
- d. その他目的を達成するために適した内容があれば提案すること

イ ダイジェスト版動画(ショート動画)制作

アで制作した動画のダイジェスト版となるショート動画(5分以内)を、英語及びヒンディー語の2言語で制作すること。

なお、ショート動画に盛り込む内容の取捨選択については、事前に茨城県と協議することとし、動画には、全編に日本語字幕を付すこと。

ウ 県内介護事業者が活用しやすい方法による動画公開

本委託業務で制作した動画を県内介護事業者が活用できるよう、公開の方法(セキュリティに配慮の

上、無料動画サイトやSNSを含むインターネット上での公開も可とする。)を提案し、茨城県と協議の上、実施すること。

ただし、その経費については委託費に含め、本件委託期間終了後にも管理・運営が必要な方法である場合は、その方法(費用を含む。)についても併せて提案すること。

(2) 動画Ⅱ(県内介護事業者向け啓発動画)制作業務

ア 県内介護事業者向け啓発動画(本編)制作

茨城県と協議をしながら、次に掲げるaからd(必要に応じてe)までの項目を含む外国人介護人材啓発動画(10~15分程度を想定)を制作すること。

なお、aの内容については、茨城県外国人材支援センターによる内容チェック(監修)を受けることとし、bまたはcにおいては、茨城県内の介護施設で活躍するインド人材を1名以上出演させ、その人材がインド出身であることを明確に示すこと。

- a. 外国人介護人材の受入方法について初学者の理解を助ける内容
- b. 茨城県内の介護施設において外国人介護人材が活躍している様子
- c. 外国人材への日本語でのインタビュー
- d. 茨城県外国人材支援センターの紹介
- e. その他目的を達成するために適した内容があれば提案すること

イ ダイジェスト版動画(ショート動画)制作

アで制作した動画のダイジェスト版となるショート動画(5分以内)を制作すること。

なお、ショート動画に盛り込む内容の取捨選択については、事前に茨城県と協議すること。

5. 成果品

制作した動画は、下記6に定める期日までに、DVDもしくはそれに準ずる媒体により提出すること。

なお、提出方法は、期日までに確実に到着する方法であれば、郵送・配送等としても差し支えない。

6. 納入期限

(1) 動画Ⅰ

- | | |
|------------|----------------------------------|
| ア 本編 | 令和7年8月20日(水) |
| イ ショート動画 | 令和7年9月24日(水) |
| ウ 公開については、 | 茨城県が各動画を検査し、合格し次第、速やかに実施することとする。 |

(2) 動画Ⅱ

- | | |
|----------|--------------|
| ア 本編 | 令和7年9月3日(水) |
| イ ショート動画 | 令和7年9月24日(水) |

7. 留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書(実施内容、スケジュール等)を提出すること。併せて、速やかに本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を構築し、業務全体を統率する統括責任者を置き、その役職名及び氏名について報告すること。
- (2) 動画の企画、構成及び脚本等については、事前に茨城県の承認を受けた上で制作し、進捗状況等について随時茨城県に報告すること。
- (3) 成果品の動画は、県が非営利の目的で使用するものであることから、受託者名及び受託者が自らの利益のために行う活動を利する内容を含めないこと。
- (4) 委託業務に必要な資機材は、受託者が用意すること。また、出演者及び撮影に必要な取材先との調整

等は受託者の責任において行うこと。

- (5) 本仕様書に記載のない事項についても、本業務のプロポーザル審査に応募した際の提案書に記載した事項については、茨城県が特段不要である旨の指示をしないものについては、実施すること。
- (6) この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、茨城県と受託者が協議して決定するものとする。